

国民健康保険と後期高齢者医療保険が発行する「医療費通知書」の発行時期について

令和元年中の国民健康保険と後期高齢者医療保険の医療費通知書は次の時期に送付します。詳細は、国保医療課(国民健康保険係 ☎235・4594、高齢者医療係 ☎235・4595)へお問い合わせください。その他の医療保険が発行する医療費通知書については健康保険組合などの発行元にお問い合わせください。

【国民健康保険】

〈1月～10月分〉令和2年1月初旬
 〈11月～12月分〉令和2年3月初旬

【後期高齢者医療保険】

〈1月～11月分〉令和2年2月中旬〈12月分〉3月中旬

国税電子申告・納税システム「e-Tax」のご利用を

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)から各種申告書類が作成できます。作成したデータはe-Taxで直接税務署へ送信できます。ぜひご利用ください。



確定申告書等作成コーナー

2つの方式でe-Taxがより簡単に

〈マイナンバーカード方式〉

署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードとICカードリーダライタがあれば、e-Taxを利用するための税務署への事前申請が不要です。

署名用電子証明書搭載の有無や有効期限を確認したい方は、マイナンバーカードを持参のうえ、直接窓口サービス課へお越しください。

〈ID・パスワード方式〉

マイナンバーカードがなくても、税務署で職員と対面して本人確認を行うことで発行される「ID」「パスワード」でe-Taxが利用できます。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。

確定申告、市・県民税の申告に持参するもの

所得税および復興特別所得税の確定申告は①～⑫、市・県民税の申告は①～⑧を持参してください。なお、申告内容によりその他の資料が必要になる場合があります。

- ①印鑑・筆記用具・計算用具
- ②マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか)
- ③本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証など)
 ※マイナンバーカード持参の場合は不要
- ④源泉徴収票(原本)
- ⑤社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書)
- ⑥生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑦医療費控除がある場合は、明細書(医療費通知書の添付があれば明細の記入省略可)。セルフメディケーション税制(医療費控除の特例制度)がある場合は、明細書および健康診断などの一定の取り組みを証明する書類
- ⑧寄附金控除がある場合は、領収書または受領証明書
- ⑨申告者本人の銀行口座番号
- ⑩前年分の確定申告をしている方は、確定申告書の控えまたは写しなど
- ⑪税務署からお知らせはがきが郵送された方は、そのはがきなど
- ⑫e-Tax利用者は利用者識別番号と暗証番号

税理士による無料申告相談

☎ 2月6日(木)・7日(金)・10日(月) 午前の部 9時～12時(受け付けは8時30分) 午後の部 13時～15時30分

☎ 市役所401会議室

申請した方は、ご注意ください
ふるさと納税「ワンストップ特例制度」
 確定申告を行うと、申請したふるさと納税「ワンストップ特例制度」が無効になります。医療費控除などで確定申告を行う際には、改めて全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額に含んで申告してください。

確定申告を行うと、申請したふるさと納税「ワンストップ特例制度」が無効になります。医療費控除などで確定申告を行う際には、改めて全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額に含んで申告してください。

期間内の申告・納税を！

2月17日～3月16日は確定申告期間です

☎ 大和税務署 ☎ (262)9411 / 市民税課 ☎ (235)8594

令和元年分所得税および復興特別所得税の確定申告の準備をお願いします。申告書はご自身で作成し、期間内に提出してください。確定申告関係用紙は国税庁ホームページからダウンロードできるほか、各税務署で配布しています。2月初旬からは市民税課窓口でも配布します。

市役所でする確定申告

☎ 市役所 401 会議室
【収入】給与と公的年金のみで源泉徴収票をお持ちの方**【控除】**医療費社会保険料・生命保険料・扶養・寄附金の追加など
 ☎ 2月17日(月)～3月16日(月)の平日、ただし2月24日(月)（振）3月1日(日)は受け付けます
定1日200人程度
午前の部 8時30分～12時(受け付けは11時まで。11時前に100人を超えた場合は午後の部へ)
午後の部 13時～17時15分(受け付けは15時30分まで)
 ☎ 混雑時は受付終了時間が早まる場合があります。郵送による市役所への提出はできません。なお、3月7日(土)8時30分～12時の土曜開庁日は、完成した申告書に限り、市民税課で收受します

市役所でする確定申告

次の①～⑤に該当する方は、直接大和税務署で申告してください。受け付けは8時30分～16時です。なお、2月24日(月)（振）3月1日(日)も大和税

務署は開署しています。完成した申告書に限り、市役所でも收受します。申告内容の確認や相談はできません。

- ①給与・公的年金以外の収入に関する申告事業・不動産・配当・一時公的年金以外の雑(報酬・原稿料・講演料など)・譲渡所得など
- ②住宅借入金等特別控除の申告(源泉徴収票に記載がある場合を除く)
- ③雑損控除の申告
- ④特定支出控除の申告
- ⑤平成30年分以前の申告

「公的年金等に係る雑所得」の確定申告

「公的年金等に係る雑所得」の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

また、確定申告が不要な場合でも、源泉徴収票の控除内容に変更や追加(医療費控除など)がある場合には、市・県民税の申告が必要です。

市・県民税(個人住民税)の申告

令和2年度市・県民税(個人住民税)の申告書の提出期限は3月16日(月)です。申告がないと、国民健康保険税や介護保険料などの金額に影響があるほか、課税証明などの発行ができなくなる場合があります。なお、次の①～④に該当する方は申告不要です。

- ①所得税および復興特別所得税の確定申告をした方
- ②令和元年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方
- ③令和元年中の収入が公的年金のみで、収入金額の合計額が400万円以下であり、公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更や追加(生命保険料控除・医療費控除など)がない方
- ④市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方

▼申告方法 2月14日(金)までは市民税課(土曜開庁日も含む)で、2月17日(月)～3月16日(月)は市役所401会議室で確定申告と同様の時間内に提出してください。また、郵送による提出もできます。